

国有財産売払公示書（先着順）

国有財産の一般競争入札において売払いの相手方が決まらなかったため、先着順による国有財産の売払いを実施する。

記

1. 売払物件

所在	地目	面積（㎡）	用途地域	建ぺい率 容積率	売払価格（円）
水戸市千波町字十一軒 2059 番 66	宅地	163.40	第 1 種低層住居 専用地域	50% 100%	6,550,000

2. 国有財産売払申請ができる者

- 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者
- 国有財産法第 16 条の規定に該当しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局からの排除要請対象者に該当しない者

3. 受付窓口

茨城労働局総務部総務課会計第 3 係

所在地 茨城県水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎 4 階

電話 029-224-6211

4. 受付期間

平成 30 年 11 月 7 日(水) 9:00～平成 31 年 2 月 6 日(水) 17:00 まで
(12:00～13:00 の間及び土・日・祝祭日を除く)

5. 提出書類

(1) 法人の場合

- 国有財産売払申請書
- 誓約書
- 役員一覧
- 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（原本、発行後 3 ヶ月以内のもの）
- 印鑑登録証明書（原本、発行後 3 ヶ月以内のもの）

(2) 個人の場合

- 国有財産売払申請書
- 誓約書
- 住民票（本籍地記載）（原本、発行後 3 ヶ月以内のもの）
- 印鑑登録証明書（原本、発行後 3 ヶ月以内のもの）

6. 売払いの相手方の決定および契約の締結

国有財産売払申請後、茨城労働局が売払いの相手方と決定した場合は書面により通知する。

なお、契約の締結は上記決定日から 30 日以内に行う。（30 日目が土・日・祝祭日の場合は直前の開庁日）

7. 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要する。契約締結時に売買代金の 1 割以上を契約保証金として納付し、契約締結日を含めて 20 日以内（20 日目が土・日・祝祭日の場合は直前の金融機関の営業日）に売買代金と契約保証金の差額を国が発行する納入告知書により納付する。

8. その他

- 現状渡しとなるため、必ず現地を確認すること。
- 境界の確認や建築許可の可否、諸規制の状況等の関係各機関への照会等は事前に入札者自身で行うこと。
- 対象不動産南側隣接地（地番：2059 番 65）との境界が未確定である。
- 引渡しの対象は、土地上のすべての工作物（フェンス、給排水施設、掲示板等）や樹木等を含む。当局が表示する内容と現況の間に差異が生じている場合は、現況が優先し、契約後の引渡しも現況有姿で行うものとする。
- 越境物がある場合は、現況のまま引き渡す。
- 契約締結した内容については、公表する。
- 本公示書のほか、当局で交付する「国有財産売払要領」及び「物件調書」を十分理解のうえ、申請すること。

以上、公示する。

平成 30 年 11 月 7 日

契約担当官

茨城労働局長 福元 俊成

